

会 議 録

会 議 名		第1回 佐久市環境審議会
事 務 局		環境部 環境政策課 環境政策係
開 催 日 時		平成27年7月7日(火) 15時30分～16時30分
開 催 場 所		佐久市役所 議会棟二階 全員協議会室
出 席 者	委 員	委員出欠簿 (別紙) 17/18名出席 欠席委員：征矢野あや子委員
	事 務 局	佐藤環境部長 高橋環境政策課長 上野新クリーンセンター・斎場整備推進室長 岩下環境政策係長 湯田環境保全係長 環境政策係1名
会議次第		<p>1 開 会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 市長あいさつ</p> <p>4 会長及び副会長の選出</p> <p>5 佐久市環境審議会の概要について</p> <p>6 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 新クリーンセンター環境影響評価について</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 佐久市環境エネルギー重点プランの状況について</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 特定外来生物への対応について</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉 会</p>

## 第1回佐久市環境審議会 議事録

日 時:平成27年7月7日

15:30～16:30

場 所:全員協議会室

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 佐久市環境審議会の概要について(資料1)

事務局より説明

【 質疑、意見 】(各要約)

意見等なし

- 6 報告事項
- (1) 新クリーンセンター環境影響評価について(資料2-1・2-2)

【 質疑、意見 】(各要約)

(委 員) 手続きについては今説明いただきましたが、審議会の中でも新たに委員になられた方もいるので、どのように進められてきたのか内容が分かるよう環境影響評価書の概要版を配布したほうが良いのではないかと思います。

また、ホームページ上では評価書の閲覧ができるということによろしいですか。

(担当課) ホームページで評価書の閲覧は可能です。

概要版については、次回皆様に配布させていただきます。

- (2) 佐久市環境エネルギー重点プランの状況について(資料3)

【 質疑、意見 】(各要約)

(委 員) 佐久市自然環境保全条例、佐久市開発指導要綱に規制内容として標識の設置による周知や地元への事前説明等があるが、これらがあやふやな事業が見受けられます。屋根に設置するより、荒廃農地への設置が目立つ中、雨水の関係等が配慮されていないのではないのでしょうか。公園緑地課等は現地の確認をするのでしょうか。

(担当課) それぞれ書類をもとに審査し、一定の基準を満たせば許可をするというものですが、雨水等に関しては地元と協議後、その協議内容が市へ提出されるという運びとなります。

(委員) 完成後に、提出された事業計画通りに施工されているかまでは確認しないんですね。

(担当課) 事後の確認をするものではなく、あくまで最初の段階で周辺の皆さんとの協議が整っているかどうかで確認をします。その協議の内容をもって設置の許可となるため、その段階でということでご理解いただきたいと思います。

(委員) 最後の確認の問題なのか分かりませんが、ちゃんとした標識も出ていないし、もう少し指導していただければと思います。

(委員) 県の環境課の委員からも現在のアセスの動向についてお話しいただきたいと思います。

長野県は対応が遅れていて、太陽光パネルの設置に関しては野放し状態です。環境技術審議会です。太陽光パネルを設置する面積等によって規制しようという動きになってはいますが、今自治体は、公園の関係、森林の関係で規制するしか法的に止める手段がありません。おそらく県の規制を整えば、市でもそれを踏まえて検討するようになるのではと思います。環境技術審議会です。早急に検討しているということなので、それが整備されればそうした心配も緩和されるのではと思います。

(委員) 県では大規模な施設については、面積で規制するが太陽光だけでなく、水力、風力含め対応できるよう条例の見直しをしているところです。

(3) 特定外来生物への対応について(資料4)

【 質疑、意見 】(各要約)

(委員) アレチウリは7月だと2, 3m伸びてしまい、根から抜くのは大変なので、5月から6月前までにやると双葉の状態なのでちょうどいいです。時期が遅すぎる。

(担当課) 次年度に向けて時期等も含め検討して参ります。

(委員) 外来植物でいえばニセアカシアが山に入り込み、クヌギなどを枯らしてしまうが、そういうことは問題にならないのでしょうか。

(委員) ニセアカシアを駆除しようとしたが、養蜂業者の方から駆除しないでほしいという要請があったこともありました。

(委員) だんだん森がニセアカシアの森になっているという現状がある。  
また、アレチウリも蜜源として使われているといった話もありますね。

(委員) アレチウリが蜜源として使用されているというのがあります。

ニセアカシアは、他の植物を駆逐しながら繁殖していくという生態を持つので、いくら駆除しても山の中にまで入ってしまうという現象が起きています。25～30年経つと自然と倒れますが、あくまで子孫が発芽するための自滅なので、増えていく方向にあります。養蜂家の方もかなり理解されていて、養蜂のためのアカシアを残し、他は駆除する方法をとっていますが、それよりも繁殖力があるので山に入ってしまう。決して駆除していないわけではないということと、山は私有林が多く、勝手に駆除できないのが現状です。

外来生物の場合は、理由を知っていただき、駆除にご協力いただくという部分が遅れてしまっていると上手くいかないところがあります。

(委員) かなり山奥へ入っていきますから、景観上の問題もあるので考えていかななくてはならないですね。

(委員) 健康被害の面からいうと、ニセアカシアの花粉症もあり、非常に苦しんでいる方もいらっしゃいます。

興味のある方だけでなく、生活の中にそういった知識を入れていく方法をこちら側が考えて提案していかななくてはならない段階に来ているのではないかと思います。

(委員) 耕作をしているところにアカシアはありません。いわゆる耕作放棄地に入り込み、さらに荒れてしまいます。そこへイノシシやシカが現れるといった悪循環に陥っています。高齢化の問題もあり、人家周辺の放棄地の担い手がいないことが原因でもあるため、そういった対策も必要だと感じます。

(委員) 特定外来生物として規制されているのはオオキンケイギクであり、ホソバハルシャギクなどのキンケイギク類は、法律で販売等を規制されているものではないとのことですが、県ではそれが個人の庭先ではなく野外にある場合は、駆除してくださいと。県から環境省へも提案していただいています。ホソバハルシャギクなどを含め、キンケイギク類という指定の方法に変えてもらうよう検討していただいています。野外に出たものに関しては、どちらも駆除してくださいとの返答をいただいていますので、よろしくをお願いします。

(事務局) ホソバハルシャギク等について、オオキンケイギクを駆除する際に抜き取りをしても差し支えないと考えております。

## 7 その他

(事務局) 次回審議会…2月開催予定

## 8 閉会